

一般会計補正予算などを可決

第4回光市議会定例会が、9月6日から22日までの17日間の会期日程で開催されました。
この議会では、平成17年度光市一般会計補正予算や、光市立救護施設設置条例を廃止する条例などが審議され可決されました。また、平成16年度の公営企業会計（水道事業・病院事業・介護老人保健施設事業）の決算が認定されました。主な内容は、次のとおりです。

新たな判定システムに基づく要介護認定のためのシステム変更経費などの増額により、あわせて6619万9000円を減額し、予算の総額を32億9355万円としました。

光市立救護施設設置条例を廃止する条例

生活保護法に基づく救護施設「光市立石城苑」を、平成17年10月1日から社会福祉法人「松風会」に移管するため、9月30日をもって同施設の設置条例を廃止しました。

光市病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

「ナイスケアまほろば」における専門棟の名称を、「痴呆専門棟」から「認知症専門棟」に改めました。

議員提出

議案

「政治倫理調査特別委員会の設置について」が可決されました。

意見書

自治体病院の医師確保対策を求める意見書について
がん対策の推進強化を求める意見書について
以上、2件の意見書が可決されました。



平成17年度一般会計補正予算
歳入歳出にそれぞれ3億2325万6000円を追加し、予算の総額を203億9502万円としました。
歳出
市ホームページのセキュリティ対策等にかかる職員研修負担金 50万円

防犯灯設置に伴う補助金50万円
介護保険制度の改正に伴う介護保険特別会計への繰出金 775万6000円
「地域包括支援センター運営協議会」の設置に伴う委員報償金など 13万3000円
三島温泉健康交流施設の建設用地等の測量委託料および源泉調査委託料 462万円
一般廃棄物処理施設建設に伴う周辺環境対策の一環として市道拡幅整備測量設計等委託料 300万円
「農事組合法人つかり」等が実施する耕作放棄地等の防止や水路・農道等の管理など農地保全活動に対する交付金 115万5000円
「自然敬愛推進検討委員会」の設置に伴う委員報償金 22万8000円
林地崩壊防止のための治山工事費

943万円
市道長尾台1号線などの市道改良工事費および道路用地等購入費 523万円
大和地域の小・中学校におけるコンピュータ教室整備工事費 2100万円
農道・水路等の農林水産施設や、市道・河川等の土木施設の災害復旧費 1億5382万円
歳入
地方特例交付金 2580万9000円
地方交付税 8283万円
国庫支出金 7827万2000円
市債 1億2310万円
介護保険特別会計補正予算
介護保険施設等での利用料の変更など介護保険制度の改正に伴う保険給付費6756万6000円の減額や、

国民健康保険からのお知らせ

問合せ 市民課保険係0833(72)1400 内線291、292

適用期間 申請を行った月の初日から平成18年7月31日まで

国民健康保険の保険証の更新について

水色および肌色の保険証の有効期限は9月30日までとなっています。配達時に不在だった人の保険証は、次の場所で交付しますので、印鑑および古い保険証を持参してください。

旧大和町にお住まいの人：大和支所
住民福祉課住民保険係で交付します。
旧光市にお住まいの人：市役所市民課保険係で交付します。



入院時の食事代の減額について

住民税非課税世帯に属する人は、入院時の食事代が軽減されます。該当すると思われる人は、保険係まで届け出てください。なお、70歳以上の人は、入院時の医療費（自己負担）についても軽減されます。手続きに必要なもの
保険証・印鑑・老人保健法医療受給者証（老人保健法の適用を受けている人）



異動の届け出はお早めに

職場の健康保険等を脱退したときは、任意継続被保険者となる場合を除いて、国民健康保険への加入手続きが必要です。この場合、国民健康保険の加入日は、前の保険の資格喪失日となります。

失日となります。したがって、この加入届が遅れた場合も、資格喪失日までさかのぼって保険料を納めていただくこととなりますので、必ず14日以内に届け出をすませてください。また、左表の場合も届け出が必要です。お忘れなく。

こんなときには届け出を

こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
国保に加入 ・転入したとき ・勤務先の健康保険または任意継続保険をやめたとき ・お子さんが生まれたとき	・印鑑、転出証明書 ・印鑑、離脱証明書（加入と同時に退職者医療制度に該当する方は年金証書も必要） ・印鑑、保険証
国保をやめる ・転出するとき ・職場の健康保険に入ったとき ・死亡したとき	・印鑑、保険証 ・印鑑、国保の保険証、職場の保険証 ・印鑑、保険証
その他 ・住所、氏名、続柄、世帯主などが変わったとき ・修学のため、子どもが他の市区町村に住民票を移すとき ・退職者医療制度に該当したとき ・世帯を合併、分離したとき ・保険証をなくしたとき	・印鑑、保険証 ・印鑑、保険証、在学証明書 ・印鑑、保険証、年金証書 ・印鑑、保険証 ・印鑑、身分を証明できるもの（運転免許証など）